

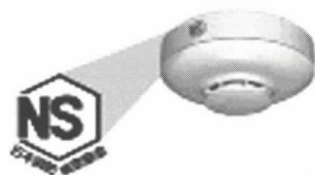
広報 峡北

平成23年1月号発行

発行所 峡北広域行政事務組合
山梨県韮崎市本町四丁目9-48
☎ 0551-22-3311 編集/総務課

住宅用火災警報器

の設置が義務化されます。



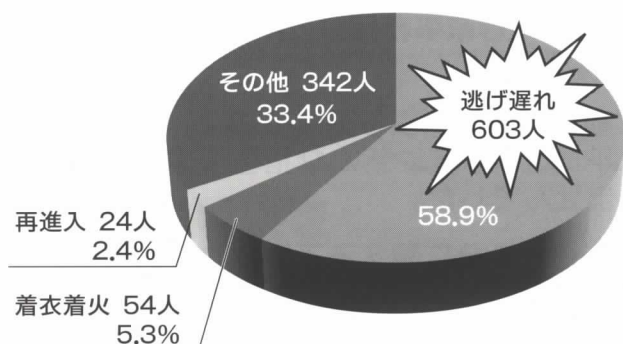
平成23年6月1日から

近年、住宅火災による死者が増加しており、死に至った原因として「逃げ遅れ」の割合が非常に高くなっています。

また、住宅での火災の死者の半数以上が65歳以上の高齢者であり、今後、高齢化社会が急速に進展していくことに伴い、さらなる増加が懸念されています。

そこで火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器の設置が、消防法の改正により義務付けられました。

住宅火災による死亡原因第1位は「逃げ遅れ」です。



設置しましたか？

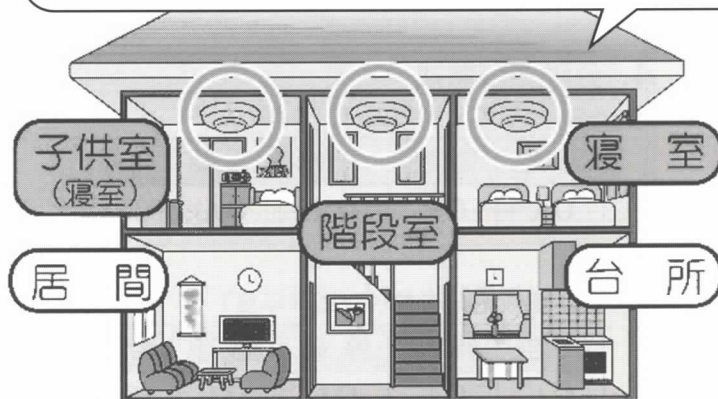
住宅用火災警報器

設置しなければいけない場所は？

- ① 寝室
- ② 階段 (寝室が2階以上にある場合)

※ 台所は努めて設置してください。

住宅用火災警報機は家電販売店、ホームセンター等で購入でき、自分で取り付けることができます。



No. 32

